

練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成金要領

平成 19 年 3 月 28 日

18 練都建第 785 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、練馬区木造戸建住宅簡易補強工事助成要綱（以下「助成要綱」という。）に基づき、助成金について必要な事項を定めるものとするものとする。

(助成金の額)

第 2 条 助成要綱第 6 条に基づきこの要綱で定める額は、当該年度の予算の範囲内で、1 棟につき、簡易補強工事経費の 3 分の 2 に相当する額で 50 万円を限度とし、1,000 円未満を切り捨てる。

付 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 22 年 3 月 10 日 21 練都建第 1401 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。